

沿岸広域振興局長告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年4月1日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350300059	星雲工房	大船渡市立根町字下欠125番地17	令和4年4月1日